

○山口市景観条例施行規則

平成 25 年 3 月 29 日

規則第 32 号

山口市都市景観条例施行規則（平成 17 年山口市規則第 183 号）  
の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）及び山口市景観条例（平成 25 年山口市条例第 28 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（事前協議）

第 2 条 条例第 8 条第 1 項に規定する事前協議は、事前協議申出書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 前項の協議書には、別表に掲げる図書を添付するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

3 条例第 8 条第 2 項に規定する通知は、事前協議結果通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

（行為の届出等）

第 3 条 法第 16 条第 1 項及び条例第 9 条第 2 項に規定する届出又は法第 16 条第 5 項の規定による通知は、行為の届出書（通知書）（様式第 3 号）により行うものとする。

2 前項の届出書（通知書）には、別表に掲げる図書を添付するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（届出が必要な事項）

第4条 条例第9条第2項の規則で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びに行為の完了予定日とする。

（行為の変更届出）

第5条 法第16条第2項及び条例第9条第3項の規定による変更の届出は、行為の変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、別表に掲げる図書を添付するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（変更の届出事項）

第6条 条例第9条第3項の規則で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が法第16条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（適合通知）

第7条 条例第13条の規定による通知は、行為制限の適合通知書（様式第5号）により行うものとする。

（完了等の届出）

第8条 条例第15条に規定する届出は、行為の完了（中止）報告書（様式第6号）に市長が必要と認める図書を添付して行わなければならない。

（公表）

第9条 条例第18条第1項に規定する公表は、次に掲げる事項について、山口市公告式条例（平成17年山口市条例第3号）第2条第

3項に規定する掲示場への掲示その他の方法により行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所
  - (2) 勧告の対象となった行為の場所及び行為の種類
  - (3) 勧告に従わなかった事実
  - (4) その他市長が必要と認める事項
- (景観重要建造物等の標識の設置)

第10条 法第21条第2項又は法第30条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要建造物又は景観重要樹木の名称
- (2) 指定番号
- (3) 指定年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の標識は、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の形態意匠にふさわしいものとし、道路その他公共の場所から見やすい位置に設置するものとする。

(景観づくり地区団体の団体規約の要件)

第11条 条例第21条第1項第3号に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 活動地区
- (4) 活動の内容
- (5) 事務所の所在地
- (6) 構成員に関する事項

(7) 役員の定数、任期及び職務に関する事項

(8) 会議に関する事項

(9) 会費及び会計に関する事項

(景観づくり地区団体の認定の申請)

第12条 条例第21条第2項に規定する景観づくり地区団体の認定の申請は、景観づくり地区団体認定申請書（様式第7号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 団体の規約

(2) 団体の活動地区を示す図面

(3) 団体の構成員及び役員の氏名及び住所を記載した図書

3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

(景観づくり地区団体の認定等の通知)

第13条 市長は、条例第21条第1項の規定により景観づくり地区団体の認定をしたときは、景観づくり地区団体認定通知書（様式第8号）により、景観づくり地区団体の認定をしないときは、景観づくり地区団体不認定通知書（様式第9号）により当該申請者に通知するものとする。

(景観づくり地区団体の認定の取消し通知)

第14条 市長は、条例第21条第3項の規定により景観づくり地区団体の認定を取り消したときは、速やかに景観づくり地区団体認定取消通知書（様式第10号）により当該団体の代表者に通知するものとする。

(工作物)

第15条 条例第22条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 煙突
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他これらに類するもの
- (3) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (4) 擁壁
- (5) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (6) 門、塀、柵、垣その他これらに類するもの
- (7) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
- (8) 立体駐車場
- (9) 風力発電施設、太陽光発電施設その他これらに類するもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定し、告示するもの

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条から第9条までの規定は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第2条から第9条までの規定は、平成25年10月1日以後に着手する行為について適用し、同日前までに着手する行為については、なお従前の例による。

附 則 (令和〇年〇月〇〇日規則第〇〇号)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

別表 (第2条、第3条及び第5条関係)

行為の種類	図書	
	種類	備考
建築物の建築等又は工作物の建設等	景観形成基準確認票 (様式第11号)	当該行為を行うゾーン・地区に沿った景観形成基準確認票
	配慮事項記載シート (様式第12号)	当該行為を行う景域に沿った配慮事項
	周辺見取図	敷地の位置及び周辺の状況を表示する図面で、縮尺2,500分の1以上のもの
	現況写真	敷地及び周辺の状況を示すカラー写真で、2方向以上から撮影したもの(カラーコピー可)
	配置図	敷地内における建築物又は工作物、外構等の位置を表示する図面で、縮尺100分の1以上のもの
立面図	当該建築物又は工作物に施す彩	

		色と同一の彩色を施し、かつ、その彩色のマンセル表示を記載した2面以上の立面図で、縮尺50分の1以上のもの
	上記のほか参考となる事項を記載した図書で、市長が必要と認めるもの	
開発行為、土地の開墾その他土地の形質の変更（土砂の採掘及び鉱物の掘採を除く。）	景観形成基準確認票（様式第11号）	当該行為を行うゾーン・地区に沿った景観形成基準確認票
	配慮事項記載シート（様式第12号）	当該行為を行う景域に沿った配慮事項
	周辺見取図又は現況図	当該行為を行う土地の区域並びに区域内及び区域の周辺の状況を表示する図面で、縮尺2,500分の1以上のもの
	現況写真	区域及び区域の周辺の状況を示すカラー写真で、2方向以上から撮影したもの（カラーコピー可）
	計画図	設計図又は施行方法を明らかにする図面で、縮尺100分の1以上のもの
	上記のほか参考となる事項を記載した図書で、市長が必要と認めるもの	

（表）

事前協議申出書

年 月 日

山口市長 様

申出者 住所  
氏名

※法人その他の団体にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名  
電話番号

山口市景観条例第8条第1項の規定により、景観計画区域内で行う行為に係る事前協議について、次のとおり申し出ます。

行為の場所	地名・地番		
	地域の別	景域の別	景域
		ゾーン・地区の別	ゾーン・地区
	都市計画区域等の区分	<input type="checkbox"/> 都市計画区域内	<input type="checkbox"/> 用途地域（ 地域） <input type="checkbox"/> 用途地域外
<input type="checkbox"/> 都市計画区域外			
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更	目的	
行為の期間	着手予定	年	月 日
	完了予定	年	月 日

備考

- 1 該当する□欄にチェックしてください。
- 2 ※欄には記入しないでください。

※受付欄

--



(裏)

行為の種類及び設計又は施行方法						
□建築物	用途					
	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更					
	規模			届出部分	既存部分	計
		延床面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		見付面積	東立面	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			西立面	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			南立面	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
北立面	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
高さ		m	m	m		
□工作物	種類又は用途					
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更					
	高さ		届出部分	既存部分	計	
		m	m	m		
□開発行為	開発面積	m <sup>2</sup>				
□土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
	面積	m <sup>2</sup>				

事前協議結果通知書

第 号  
年 月 日

様

山口市長



山口市景観条例第8条第2項の規定により、 年 月 日付けで申出のあった事前協議の結果について、次のとおり通知します。

行為の場所	
行為の種類	
事前協議の結果	

（表）

行為の届出書（通知書）

年 月 日

山口市長 様

届出者（通知者） 住所  
氏名

※法人その他の団体にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名  
電話番号

景観法第16条第1項（第5項）及び山口市景観条例第9条第2項の規定により、景観計画区域内で行う行為について、次のとおり届け出ます（通知します）。

行為の場所	地名・地番		
	地域の別	景域の別	景域
		ゾーン・地区の別	ゾーン・地区
	都市計画区域等の区分	<input type="checkbox"/> 都市計画区域内	<input type="checkbox"/> 用途地域（ 地域） <input type="checkbox"/> 用途地域外
<input type="checkbox"/> 都市計画区域外			
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更	目的	
行為の期間	着手予定	年	月 日
	完了予定	年	月 日
他法令の許可等			
事前協議結果通知書	年 月 日 号		

備考

- 1 該当する□欄にチェックしてください。
- 2 ※欄には記入しないでください。

※受付欄

--



行為の変更届出書

年 月 日

山口市長 様

届出者 住所  
氏名

※法人その他の団体にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名  
電話番号

景観法第16条第2項及び山口市景観条例第9条第3項の規定により、景観計画区域内で行う行為の変更について、次のとおり届け出ます。

行為の場所	
行為の種類	
届出年月日	年 月 日
行為制限の適合通知書	第 号
行為の期間	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
変更の内容	
変更の理由	

備考 ※欄には記入しないでください。

※受付欄

--

行為制限の適合通知書

第 年 月 日  
号

様

山口市長



年 月 日付けで届出のあった下記行為について、山口市景観計画に定める景観形成基準に適合すると認めたので通知します。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の種類
- 3 行為の期間

行為の完了（中止）報告書

年 月 日

山口市長 様

報告者 住所  
氏名

※法人その他の団体にあつてはその名称、主  
たる事務所の所在地及び代表者氏名  
電話番号

山口市景観条例第15条の規定により、景観計画区域内における行為の完了（中止）について、  
次のとおり報告します。

行為の場所	
行為の種類	
届出年月日	年 月 日
行為制限の適合通知書	第 号
完了（中止）の年月日	年 月 日
行為を中止したとき は、その理由	

備考 ※欄には記入しないでください。

※受付欄

--

景観づくり地区団体認定申請書

年 月 日

山口市長 様

申請者 住所  
氏名

※法人その他の団体にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名  
電話番号

景観づくり地区団体の認定を受けたいので、山口市景観条例第21条第2項の規定により、次のとおり申請します。

団体の名称	
主たる活動地区	山口市
活動の目的	
事務所の所在地	
団体構成員の数	人
主たる活動の内容	

備考

- 1 ※欄には記入しないでください。
- 2 添付書類
  - (1) 団体の規約
  - (2) 団体の活動地区を示す図面
  - (3) 団体の構成員及び役員の氏名及び住所を記載した図書
  - (4) その他市長が必要と認める書類

※受付欄

--



景観づくり地区団体認定通知書

第 号  
年 月 日

様

山口市長



年 月 日付けで申請のあった景観づくり地区団体の認定については、山口市景観条例第21条第1項の規定により、下記のとおり認定したので通知します。

記

- 1 団体の名称
- 2 団体の住所
- 3 認定番号
- 4 認定年月日

様式第9号（第13条関係）

景観づくり地区団体不認定通知書

第 号  
年 月 日

様

山口市長



年 月 日付けで申請のあった景観づくり地区団体の認定については、下記の理由により認定しないこととしたので通知します。

記

理由

様式第10号（第14条関係）

景観づくり地区団体認定取消通知書

第 年 月 日  
号

様

山口市長



貴団体については、 年 月 日付けで景観づくり地区団体として認定しましたが、山口市景観条例第21条第3項の規定により、 年 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体の名称
- 2 団体の住所
- 3 認定番号
- 4 認定年月日
- 5 取消の理由

景観形成基準確認票（山地・丘陵地ゾーン）

項目		景観形成基準
景域別の配慮事項		
		<input type="checkbox"/> 「山口市景観計画第 3 章 地域の特性を生かすための景観形成の方針」に掲げる景域別の方針の内容に沿った景観となるよう配慮を行う。
ゾーン別の配慮事項		
建築物・ 工作物	位置	<input type="checkbox"/> 地形や周辺環境に十分配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 道路境界部からできる限り後退するなど、周辺環境に圧迫感を与えないよう配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 棚田や河川沿い等の良好な自然景観が見られるところでは、本来の自然景観を阻害しない配置となるよう配慮する。
	形態・意匠	<input type="checkbox"/> 周囲の景観と調和した建築スケールとなるよう留意した規模・形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 地域で景観の基調となっている伝統的な建築様式と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 長大な壁面等を計画する場合は、周囲に圧迫感を感じさせることのないよう留意し、通り等からの見え方においてボリューム感を軽減させるよう工夫する。
	設備等	<input type="checkbox"/> 建築物等の周囲に設置する設備類は、道路等の公共の場から容易に目にするのでできる位置には配置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等の措置を行い、見苦しくないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 屋上等に設置する工作物や設備類は、周囲から見えないよう工夫し、外観と調和した意匠となるよう配慮する。
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲に広がる樹林地になじむ色彩となるよう、奇抜な色彩の多用は避ける。 <input type="checkbox"/> 地域で多く用いられている色彩との調和を図る。 <input type="checkbox"/> 屋根は外壁色と調和したものとする。
	付帯する 屋外広告物	<input type="checkbox"/> 節度あるものとし、奇抜な色彩・デザインは避ける。 <input type="checkbox"/> 掲示数は最小限とし、可能な限り設置位置を集約する。 <input type="checkbox"/> 屋上には設置しない。
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 既存の雑木等をできる限り保全するとともに、周辺に配慮した緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 敷地境界付近では、できる限り多くの樹木を植栽する。
	外観照明	<input type="checkbox"/> ネオンサインやサーチライト等のような派手な照明器具や点滅照明は設置しないよう配慮する。
開発行為等	造成等	<input type="checkbox"/> 地形を生かし、地形改変が最小限となることに配慮した造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 法面や擁壁が生じる場合には長大なものはできる限り避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化等の措置を行うことにより、周囲と調和するよう努める。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然素材や景観に配慮された製品を使用するなどできる限り周囲の自然となじむよう配慮する。
	環境保全	<input type="checkbox"/> できる限り、既存の樹林地を保全・活用する。 <input type="checkbox"/> 周辺の貴重な自然環境に大きな影響を与えないよう配慮する。

※行為の内容が太陽光発電施設に該当する場合、様式第 1 1 号（別紙）を併せて記入すること。

景観形成基準確認票（田園・集落地ゾーン）

項目		景観形成基準
景域別の配慮事項		
		<input type="checkbox"/> 「山口市景観計画第3章 地域の特性を生かすための景観形成の方針」に掲げる景域別の方針の内容に沿った景観となるよう配慮を行う。
ゾーン別の配慮事項		
建築物・ 工作物	位置	<input type="checkbox"/> 地形や周辺環境に十分配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 地域の景観を特徴づけている山や海、河川、橋等への眺めを損ねない配置とする。 <input type="checkbox"/> 通りや周囲との連続性を保全・形成するよう配慮した配置とする。
	形態・意匠	<input type="checkbox"/> 周囲の景観と調和した建築スケールとなるよう留意した規模・形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 地域で景観の基調となっている伝統的な建築様式と調和した形態・意匠となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 長大な壁面等を計画する場合は、周囲に圧迫感を感じさせないよう留意し、通り等からの見え方においてボリューム感を軽減させるよう工夫する。
	設備等	<input type="checkbox"/> 建築物等の周囲に設置する設備類は、道路等の公共の場から容易に目にするのできる位置には配置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等の措置を行い、見苦しくないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 屋上等に設置する工作物や設備類は、周囲から見えないよう工夫し、外観と調和した意匠となるよう配慮する。
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観との調和に配慮し、奇抜な色彩の多用は避ける。 <input type="checkbox"/> 地域で多く用いられている色彩との調和を図る。 <input type="checkbox"/> 屋根は外壁色と調和したものとする。
	付帯する 屋外広告物	<input type="checkbox"/> 節度あるものとし、奇抜な色彩・デザインは避ける。 <input type="checkbox"/> 掲示数は最小限とし、可能な限り設置位置を集約する。 <input type="checkbox"/> 屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず屋上に設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、高さは1層分程度に抑える。
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 敷地境界付近では、生垣の設置や樹木等により植栽を施すなど、周囲からの見え方において緑豊かな外観となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 建築物等に付随する塀や柵等は、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 付属する駐車場では、無機質な印象とならないよう植栽や舗装等での工夫を行う。
	外観照明	<input type="checkbox"/> ネオンサインやサーチライト等のような派手な照明器具や点滅照明は設置しないよう配慮する。
開発行為等	造成等	<input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 法面や擁壁が生じる場合には長大なものはできる限り避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化等の措置を行うことにより、周囲と調和するよう努める。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然素材や景観に配慮された製品を使用するなどできる限り周囲の自然となじむよう配慮する。
	環境保全	<input type="checkbox"/> できる限り、既存の樹林地を保全・活用する。 <input type="checkbox"/> 周辺の貴重な自然環境に大きな影響を与えないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 地域を特徴づけている田園景観を阻害しないよう配慮する。

※行為の内容が太陽光発電施設に該当する場合、様式第 1 1 号（別紙）を併せて記入すること。

景観形成基準確認票（市街地ゾーン）

項目		景観形成基準
景域別の配慮事項		
		<input type="checkbox"/> 「山口市景観計画第3章 地域の特性を生かすための景観形成の方針」に掲げる景域別の方針の内容に沿った景観となるよう配慮を行う。
ゾーン別の配慮事項		
建築物・ 工作物	位置	<input type="checkbox"/> 地域の景観を特徴づけている山や河川等への眺めと調和した配置とする。 <input type="checkbox"/> 通りや周囲との連続性を保全・形成するよう配慮した配置とする。
	形態・意匠	<input type="checkbox"/> 周囲の景観と調和した建築スケールとなるよう留意した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 商業系市街地では、建物の建ち並びや歩行空間との連続性を意識した形態・意匠とし、多くの人が集うことによるにぎわいを創り出すよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 長大な壁面等を計画する場合は、周囲に圧迫感を感じさせないよう留意し、通り等からの見え方においてボリューム感を軽減させるよう工夫する。
	設備等	<input type="checkbox"/> 建築物等の周囲に設置する設備類は、道路等の公共の場から容易に目にするのできる位置には配置しない。やむを得ず設置する場合には、目隠し等の措置を行い、見苦しくないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 屋上等に設置する工作物や設備類は、周囲から見えないよう工夫し、外観と調和した意匠となるよう配慮する。
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観との調和に配慮し、奇抜な色彩の多用は避ける。 <input type="checkbox"/> 商業系市街地では、にぎわいの演出のために使用するアクセントやポイントとなる色彩は、低層部分においてのみ使用し、全体として見苦しくないよう留意する。 <input type="checkbox"/> 屋根は外壁色と調和したものとする。
	付帯する 屋外広告物	<input type="checkbox"/> 節度あるものとし、奇抜な色彩・デザインは避ける。 <input type="checkbox"/> 掲示数は最小限とし、可能な限り設置位置を集約する。 <input type="checkbox"/> 屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず屋上に設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、高さは1層分程度に抑える。
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 道路境界付近では、生垣や花壇の設置、あるいは樹木等による植栽を施し、通りからの見え方において緑を効果的に活用した潤いのある外観を創出する。 <input type="checkbox"/> 建築物等に付随する塀や柵等は、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 付属する駐車場では、無機質な印象とならないよう植栽や舗装等での工夫を行う。
	外観照明	<input type="checkbox"/> 住居系市街地では、ネオンサインやサーチライト等のような派手な照明器具や点滅照明は設置しないよう配慮する。
開発行為等	造成等 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 法面や擁壁が生じる場合には長大なものはできる限り避け、周辺に圧迫感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化等の措置を行うことにより、周囲と調和するよう努める。	

※行為の内容が太陽光発電施設に該当する場合、様式第 1 1 号（別紙）を併せて記入すること。

景観形成基準確認票（一の坂川周辺地区）

項目		景観形成基準
地区別方針への配慮事項		<input type="checkbox"/> 「山口市景観計画第 3 章 地域の特性を生かすための景観形成の方針」に掲げる地区別の方針の内容に沿った景観となるよう配慮を行う。
建築物・ 工作物	位置	<input type="checkbox"/> 壁面や軒が連続する伝統的なまちなみのイメージを継承できるよう、建物の配置に配慮する。
	高さ	<input type="checkbox"/> 建築物の階数は、地階を除き 3 以下とし、その最高の高さは地盤面から 13 m 以下、軒の高さは 9 m 以下とする。 <input type="checkbox"/> 工作物の高さは 13 m 以下とする。ただし、柵の高さは 2 m 以下とする。
	形態・意匠	<input type="checkbox"/> 屋根は勾配屋根とするなど、周辺の景観と調和のとれたものとする。 <input type="checkbox"/> 建築物の外壁には自然の風合いや質感のある材料を使用するなど、伝統的なデザインと調和する落ち着いた外観となるよう配慮する。
	設備等	<input type="checkbox"/> 建物に付随する設備類は、建物と一体化したり、容易に周囲から見えない場所へ設置するよう配慮する。やむを得ず設置する場合には、ルーバーや植栽を活用し目隠しを施すなど容易に見えないよう配慮する。
	色彩	<input type="checkbox"/> 外観は、無彩色や茶系等、伝統的なデザインと調和するよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 屋根はできる限り、無彩色又は茶系のものとなるよう配慮する。
	付帯する 屋外広告物	<input type="checkbox"/> 建物のデザインと調和したものとなるよう配慮し、表示面積・数は最小限とする。 <input type="checkbox"/> 屋上看板は避け、歩行者からの視線を意識した設置となるよう配慮する。
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> まちなみの連続性を維持・創出するため、官民境界（道路との境界側の敷地）等において、門や塀、生垣等を設置するよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 塀や門を設置する場合には、和風を基調とし、一の坂川の自然と調和した自然の風合いがあるものとなるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 一の坂川の自然や、屋敷地における生垣や庭木等と調和した植栽等を行うよう努め、良好な景観形成に資するよう、必要に応じて緑化等による連続性の創出に配慮する。 <input type="checkbox"/> 樹木の不必要な伐採を慎む。
	外観照明	<input type="checkbox"/> ネオンやサーチライト等のような派手な照明器具や点滅器具は設置しない。
太陽光 発電施設	<input type="checkbox"/> 太陽光発電施設は、土地に自立して設置しない。 <input type="checkbox"/> 屋根面に設置する場合には、太陽光発電施設の景観形成基準に準拠する。	
開発行為等	造成等 <input type="checkbox"/> 周辺の景観を大きく改変させるような開発等は避け、一の坂川をはじめとした自然や周囲の景観と調和するよう配慮する。	

※行為の内容が太陽光発電施設に該当する場合、様式第 1 1 号（別紙）を併せて記入すること。

景観形成基準確認票（新山口駅周辺地区）

項目		景観形成基準
地区別方針への配慮事項		<input type="checkbox"/> 「山口市景観計画第 3 章 地域の特性を生かすための景観形成の方針」に掲げる地区別の方針の内容に沿った景観となるよう配慮を行う。
建築物・ 工作物	位置	<input type="checkbox"/> 駅前通りに面する建築物は、圧迫感が無く、滞留空間などのにぎわいを感じられる開放的な景観を形成するため、建築物の壁面を後退した配置とする。 <input type="checkbox"/> まちなみの連続性を形成・保全するために、壁面の位置は隣接する建築物を参考とし、壁面後退により創出された空間は、周囲の緑化空間や歩行空間、たまり空間と調和したものとする。
	形態・意匠	<input type="checkbox"/> 建築物の立ち並びや歩行空間など、周辺環境と調和し連続性に配慮した形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 中高層建築物を計画する場合は、周囲に圧迫感を感じさせないよう留意し、通り等からの見え方においてボリューム感を軽減させるよう工夫する。
	設備等	<input type="checkbox"/> 建物に付随する設備類は、建物と一体化したり、容易に周囲から見えない場所へ設置するよう配慮する。やむを得ず設置する場合には、ルーバーや植栽を活用し目隠しを施すなど容易に見えないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 屋上等に設置する工作物や設備類は、周囲から見えないよう工夫し、外観と調和した意匠となるよう配慮する。
	色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の景観との調和に配慮し、奇抜な色彩の多用は避ける。 <input type="checkbox"/> 中高層建築物については、背景となる空と調和した色彩とする。 <input type="checkbox"/> にぎわいの演出のために使用するアクセントやポイントとなる色彩は、低層部分においてのみ使用し、全体として見苦しくないよう留意する。 <input type="checkbox"/> 屋根は外壁色と調和したものとする。
	外構・緑化等	<input type="checkbox"/> 新山口駅の垂直庭園の多彩な緑をまちに波及させ、潤いや山並みとのつながりを感じられるようにするため、敷地や建築物の積極的な緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 駐車場は、人通りの多い通りからの見え方に配慮する。 <input type="checkbox"/> 駅前通りに面して駐車場を設置することは避ける。
	外観照明	<input type="checkbox"/> 適切な照明の活用により、洗練された夜間景観を創出する。 <input type="checkbox"/> 商業施設では、夜間照明を効果的に活用し、夜間のにぎわいを創出する。
	太陽光 発電施設	<input type="checkbox"/> 太陽光発電施設は、土地に自立して設置しない。 <input type="checkbox"/> 屋根面に設置する場合には、太陽光発電施設の景観形成基準に準拠する。
	屋外広告物	<input type="checkbox"/> 駅前通りに面するエリアでは、屋外広告物の乱立を防ぐため、自家用広告物のみの掲示とする。 <input type="checkbox"/> 都市の美しさを維持するため、周辺の景観や環境に調和したものとする。 <input type="checkbox"/> 歩行者からの視線を重視し、新山口駅からの眺望に配慮するため、屋上看板、屋根に密着する看板は避ける。 <input type="checkbox"/> 複数の屋外広告物を設置する場合は、集約化を図り、規模を統一する。 <input type="checkbox"/> 野立て看板や建築物を利用する壁面看板、張り出し看板、塀・垣を利用する看板、張り紙、立看板、広告幕等、電柱等、消火栓、アーチ等に掲示する屋外広告物の規模等は山口市景観計画 3 6 頁に示すとおりとする。 <input type="checkbox"/> 高彩度の色彩を使用する際は、使用面積や色数を抑える。 <input type="checkbox"/> 地色は、高彩度の色彩を使用しない。
	開発行為等	造成等 <input type="checkbox"/> 周辺の地形を大きく改変させるような開発等は避け、周辺のまちなみ景観と調和するよう配慮する。

※行為の内容が太陽光発電施設に該当する場合、様式第 1 1 号（別紙）を併せて記入すること。



景観形成基準確認票 (太陽光発電施設)

項目	景観形成基準
位置	<input type="checkbox"/> 隣接する道路や土地などから太陽光発電施設が容易に見えないよう、植栽やフェンスを施すなどの配慮を行う。 <input type="checkbox"/> 道路境界部・敷地境界部からできる限り後退して配置するなどの工夫により、民家等への圧迫感や、太陽光の反射などによる周辺景観への影響を軽減するよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 周辺集落や道路などからの見え方に配慮し、地形等に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置とする。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電施設の高さは、必要以上に高くないよう留意するとともに、統一感のある高さとする。 <input type="checkbox"/> 山頂や尾根線、稜線等での設置は避ける。やむを得ず設置する場合には、太陽光発電施設が突出しないようにする (土地の形状に違和感を与えない)。 <input type="checkbox"/> 地域の歴史的・文化的景観資源との近接を避け、また、その周辺から望見できないようにする。 <input type="checkbox"/> 勾配屋根に設置する場合には、屋根からの突き出しのないよう設置する。 <input type="checkbox"/> 陸屋根に設置する場合には、パネルの最上部をできる限り低くし、目隠し等を行う。
形態・意匠	<input type="checkbox"/> 太陽光パネルは、低反射性のものを使用する。 <input type="checkbox"/> 太陽光パネルは、模様が目立たないものを使用する。
付属設備等	<input type="checkbox"/> 太陽光発電施設の付属設備 (パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等) や防草シートは、周辺の景観と調和した色彩とし、低彩度で統一する。 <input type="checkbox"/> 道路境界部・敷地境界部からできる限り後退して配置するなどの工夫により、周辺景観への影響や民家等への圧迫感の軽減に配慮する。
色彩	<input type="checkbox"/> 太陽光パネルは、周辺の景観と調和した色彩とし、黒色もしくは濃紺色、又は低明度・低彩度の目立たないものを使用する。 <input type="checkbox"/> 太陽光パネルのフレームは、パネル部分と同色かパネルとの一体性や周辺の景観と調和した色彩 (建物の屋根等に設置する場合には、屋根等と一体的に見える色彩) とする。
緑化等	<input type="checkbox"/> 樹木の伐採は、最小限となるよう配慮し、既存樹木等の保全に努める。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電施設が目隠しとなるよう、周辺に植栽を施すなど敷地内緑化に努めるとともに、修景に配慮する。 <input type="checkbox"/> 国道・県道などの幹線道路沿いは、植栽帯を設ける。

様式第12号

配慮事項記載シート（阿武川水系を中心とした景域）

景観形成方針	配慮・措置の内容
(ア) 背景となる山並みや河川を活かした原風景の保全	
(イ) 変わらない美しさが創り出す田園・集落地景観の保全・形成	
(ウ) 集落が有する歴史・文化資源を活かした景観形成	
(エ) 移動に伴い変化する景観（シークエンス景観）の保全・形成	

様式第12号

配慮事項記載シート（佐波川水系・仁保川を中心とした景域）

景観形成方針	配慮・措置の内容
(ア) 特色ある自然景観の保全・活用	
(イ) 山々の樹林地と農地、集落が一体となった田園・集落地の景観形成	
(ウ) 集落が有する歴史・文化資源を生かした景観形成	
(エ) 移動に伴い変化する景観（シーケンス景観）の保全・形成	

様式第12号

配慮事項記載シート（山口盆地を中心とした市街地の景域）

景観形成方針	配慮・措置の内容
(ア) 青垣の山並みと調和したまとまりある市街地景観の形成	
(イ) 心地よい暮らしを感じさせる潤いある景観の形成	
(ウ) にぎわいと文化の薫る魅力ある景観の形成	
(エ) 移動に伴い変化する景観（シーケンス景観）の保全・形成	

配慮事項記載シート（榎野川河口から瀬戸内海沿いの景域）

景観形成方針	配慮・措置の内容
(ア) 豊かな自然景観の保全・活用	
(イ) 広がりのある田園と集落が創り出す田園・集落地景観の保全・形成	
(ウ) 集落が有する歴史・文化資源を生かした景観形成	
(エ) 移動に伴い変化する景観（シーケンス景観）の保全・形成	

配慮事項記載シート（一の坂川周辺地区）

景観形成方針	配慮・措置の内容
<p>(ア)一の坂川を中心とした潤いとやすらぎに満ちた豊かな自然景観の形成</p>	
<p>(イ) 大内文化の伝統的・歴史的な遺産を継承する景観の形成</p>	
<p>(ウ) 周辺の地区と調和した景観の形成</p>	

配慮事項記載シート（新山口駅周辺地区）

景観形成方針	配慮・措置の内容
(ア) 新たなまちの顔として、開放的で洗練された都市景観の形成	
(イ) 出会いと交わりが生み出すにぎわいの都市景観の形成	
(ウ) 多彩な緑に色取られた潤いある都市景観の形成	